

薬生食基発 1122 第 3 号

令和 4 年 11 月 22 日

内閣府食品安全委員会事務局評価第一課長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局

食 品 基 準 審 査 課 長

(公 印 省 略)

食品健康影響評価に係る補足資料の提出について

令和 4 年 10 月 13 日付け府食第 584 号により提出依頼のありました亜硫酸ナトリウム、次亜硫酸ナトリウム、二酸化硫黄、ピロ亜硫酸カリウム及びピロ亜硫酸ナトリウムの食品健康影響評価に係る補足資料のうち、補足資料 2、補足資料 3 及び補足資料 4 につきまして、別添のとおり提出いたします。



2022年11月22日

日本アルコールフリー飲料有限会社

亜硫酸塩等における食品影響評価に係る補足資料の提出依頼について

令和4年10月13日付け府食第584号により内閣府食品安全委員会事務局評価第一課長より依頼された補足資料の2から4につきまして、以下の通り回答を作成しましたので送付いたします。

(照会事項2)

日本では亜硫酸塩等を食品に使用した場合、食品への表示がどのようになされるのか説明すること。

(回答案)

ご指摘の亜硫酸塩類については、添加物として使用した場合には表示義務が課せられることとなる。

ただし、亜硫酸塩類に限った表示制度は特段見受けられず、あくまで他の添加物と同様に扱われるものとなる。

一般用加工食品の場合、食品表示基準第3条第1項に横断的義務表示が定められており、添加物も本項により、物質名を表示することとされている。

また、本項において表示義務が免除されるものも規定されており、栄養強化の目的で使用されるもの、加工助剤及びキャリーオーバーが定められている。亜硫酸塩類が栄養強化の目的で使用されることは想定されないため、該当しうるのは加工助剤かキャリーオーバーに限られる。

○食品表示基準上、表示しないことが認められているもの

1. 栄養強化の目的で使用されるもの（特別用途食品及び機能性表示食品を除く。）
※「食品表示基準について」（平成27年3月30日付け消食表第139号消費者庁次長通知（以下「消食表第139号通知」という。））の別添 添加物1-5に示されているものがこれにあたるが、亜硫酸塩類はここに示されていない。
2. 加工助剤（食品の加工の際に添加されるものであって、当該食品の完成前に除去されるもの、当該食品の原材料に起因してその食品中に通常含まれる成分と同じ成分に変えられ、かつ、その成分の量を明らかに増加させるものではないもの又は当該食品中に含まれる量が少なく、かつ、その成分による影響を当該食品に及ぼさないものをいう。）
3. キャリーオーバー（食品の原材料の製造又は加工の過程において使用され、かつ、当該食品の製造又は加工の過程において使用されないものであって、当該食品中には当該添加物が効果を発揮することができる量より少ない量しか含まれていないものをいう。）

さらに、添加物の物質名の表示は一括名表示に代えることもでき、その範囲は消食表第 139 号通知の別添 添加物 1－4 各一括名の定義及びその添加物の範囲 で示されているが、亜硫酸塩類はこの中に含まれていない。

以上のことから、亜硫酸塩類として表示されないことがあるのは加工助剤かキャリーオーバーに該当する場合に限られ、それ以外の場合には、添加物欄を確認することで亜硫酸塩類を含む商品かどうかを確認することが可能な表示制度となっているものと考えられる。

(照会事項 3)

亜硫酸ナトリウム・次亜硫酸ナトリウム・二酸化硫黄・ピロ亜硫酸ナトリウム及びピロ亜硫酸カリウムの使用基準改正に関する概要書(以下「概要書」という。)の別紙 9 (48 ページ) において、使用基準改正後の Af ワイン (アルコールフリーワイン) の数量は、要請者によって 12,600.0 kl (2026 年 (予測)) と推計されている。

ついては、

(1) 当該数量の算出方法 (用いたデータ、その出典、計算式) を具体的に説明すること。

提出資料 134 (2022 年 食品マーケティング便覧 No.2) のほかに、用いたデータの出典とした資料があれば提出すること。

(2) 当該数量はいかなる値であるか (例えば、生産量、消費量等) を明確にすること。

(3) 概要書の別紙 9 の表外右側に 2 列にわたって記載されている数値は何の値であるか説明すること。

(回答)

(1) 当該数量の算出方法－1 (計算式) について

1) 別紙 9 (添付資料 1) 下段ワインにおける販売額 Af ワイン (d) 欄 2026 年予測値 1,000 百万円を同年欄外単価 (t) 0.82 千円/L で除し、販売量 Af ワイン (D) 欄同年予測値 1,219.5kl を得る。

単価 (t) 0.82 千円/L は 2009 年単価 0.857 千円/L をワインの単価傾向から 2010 年には 0.82 千円/L に低下するものとし、以降ワインに倣い据え置きとした。なお、2009 年単価は添付資料 7 追加資料④の 2013 年食品マーケティング便

覧 No. 2 196 ページノンアルコールドリンク 2. 市場規模推移における 2009 年販売量、販売額から算出した。これは同ページ 3. 種類別販売動向において 2009 年はノンアルコールドリンク全数がワインとなっていることによる。

2) 上記で得た予測値 1, 219. 5kl を販売量ワイン(A)欄同年予測値 332, 700kl と販売量 Af ワイン 1, 219. 5kl の和 333, 919. 5kl で除し、同年 Af ワイン比率 0. 365%を得る。

3) 別紙 9 上段ビールにおける Af ビール (アルコールフリービール) 比率 2026 年予測値 7. 57%及び提出資料 140) (添付資料 3) のドイツにおけるノンアルコールビール比率 2021 年実績 7. 69%を参考にして改正後の Af ワイン比率をビールの半分の 3. 65%とする。

Af ワイン比率をビールの半分にする理由は次ページ「上記 3) において」以降参照

4) 改正後の Af ワイン販売量を x として下記の方程式を解き改正後の予測値を得る。

$$x / (332, 700 + x) = 0. 0365$$

$$x = 0. 0365 (332, 700 + x) = 12, 143. 5 + 0. 0365x$$

$$(1 - 0. 0365)x = 12, 143. 5$$

$$x = 12, 603. 5$$

上記において、ワインの販売量は改正後も改正前の量を据え置いた。これは改正による品質向上により一部既存ワイン需要層からの転換が考えられるが (休肝日の利用増等)、それよりも非飲酒層*の開拓の方がはるかに多くなると考え、既存のワイン需要に与える影響はほとんどないものと仮定したことによる。

*日本人の場合、肝 ALDH の 50%以上がアルコール代謝能の遅い異型の ALDH であると言われている (ALDH: aldehyde dehydrogenase アルデヒド脱水素酵素) 添付資料 9 追加資料大原健士郎他編集「アルコール・薬物の依存症」医学書院 pp20-21 参照。

上記 1) における金額 Af ワイン (d) 欄 2026 年予測値 1, 000 百万円は提出資料 134) (添付資料 2) の 229 ページ<種類別販売動向> [フレーバー分類] のうち「その他」の販売額の 2022 年予測値を 2026 年まで据え置きとした金額です。

上記 3) において改正後の Af ワイン比率を 3. 65%とした理由はノンアルコールビールが日独とも着実に伸びているのに対し Af ワインは低迷している。これは現在の Af ワインの規格が「その他の食品」のため二酸化硫黄の最大残存量が 0. 030g/kg 未満であることから品質の維持管理が難しく、不良品が発生しやすく製品の消長が激しいためである。改正後はこの問題が解消されるため、ノンアルコールビール並みの伸びが期待されるものとして 2026 年には改正前の 10

倍、ビールの同年予測値 7.57%のほぼ 1/2 にあたる 3.65%とした。

ビールの 1/2 とした理由は第一に価格がビールの場合、既存のビールよりも安く設定されているのに対しワインは製造工程の複雑さから逆に高めの設定となること。第二にワインは後発ということもあり生産設備（輸入体制を含む）や販売網の構築に時間がかかることです。この結果、2026 年にはせいぜい伸びてもビールの半分の 3.65%程度と考えました。

これが結果的に改正しない場合の 2026 年の Af ワイン比率の 10 倍となったものです。

(1) 当該数量の算出方法-2 (用いたデータその出典等)

提出資料 134 (添付資料 2) の出典は (株) 富士経済 2022 年 食品マーケティング便覧 No. 2 です。

提出資料 140) (添付資料 3) %-share of Non-alcoholic beer in Germany 2022.07.07 の出典は Federal Statistical Office です。(入手先 German Brewers' Association)

追加資料④ (添付資料 7) の出典は (株) 富士経済 2013, 2014, 2018 年の食品マーケティング便覧 No. 2 です。

(2) 当該数量はいかなる値であるかについて

当該数量はメーカー出荷ベースの販売量 (単位: kl) です。

提出資料 134) (添付資料 2) の 228 ページ 2)市場概況及び 229 ページ フレーバー分類を使って上記 (1) - 1 - 4) に記載の通り要請者にて計算しました。

(3) 別紙9 (添付資料 1) の表外 2 列の数値について。

この数値は単価です。

別紙 9 は見直し、欄外にも見出しを付けましたのでご確認ください。

(照会事項 4)

上記 1~3 に関連する資料や考察があれば、併せて提供すること。

(回答)

上記 3 に関連する資料として下記資料を提供します。

・上記 1) で提出資料 134) (添付資料 2) の 229 ページ<種類別販売動向> [フレーバー分類]のうち「その他」の販売額を採用した理由の説明資料。

①「マーケティングレポート」(2012 年 2 月号) から調査結果の概要ノンアルコ

ールワイン（6ページ）（添付資料4）

本レポート1、5ページの販売額（2009-2011）が別紙9（添付資料1）Af Wイン(d)欄に引き継がれています。また、2ページに当時の主要商品一覧が掲載されています。

②富士経済園田氏からの2015年1月13日のメール（2ページ）（添付資料5）
本メールにより「その他」の内訳としてノンアルコールワインが大部分を占めていることがわかります。

本レポートの奥付は同社にて原本が廃棄されたため得られませんでした。代わりに本レポート受領時の同社園田氏からのメール③を添付します。

③富士経済園田氏からの2012年9月24日のメール（2ページ）（添付資料6）

④2013年、2014年、2018年食品マーケティング便覧No.2 ノンアルコールドリンク種類別販売動向（PDF9ページ）（添付資料7）

別紙9（添付資料1） Af Wイン(d)欄に記載した販売額は上記①の数字に拘わらず下記によりました。

2009-10年：2013年食品マーケティング便覧No.2 p.196

2011-13年：2014年食品マーケティング便覧No.2 p.188

2014-17年：2018年食品マーケティング便覧No.2 p.206

上記（照会事項3）全般にわたって参考となる資料

1. Alcohol free Wine?

Experiences in Germany

International Organisation of vine and wine(OIV) 2010（23ページ）

ノンアルコールワイン先進国ドイツにおける取組について説明があり、我が国における今後の取り組みの参考になる。（添付資料8）

2. ノンアルコール飲料に関する消費者飲用実態・意識調査

サントリーノンアルコール飲料レポート2022（5ページ）

（添付資料10）

本資料によれば2022年のノンアルコール飲料市場は前年比4%増の4171万箱と見込まれている。このうちビールテイストが3224万箱（21年は3323万箱）と減少するのに対しワインテイストは103万箱（同13万箱）と大きく拡大すると想定されている。（2ページ市場の推移グラフ参照）

ワインテイストが急拡大するのはサントリーが発売した「ノンアルコールでワインの休日（赤、白）」の発売効果を見越したものと見られている。

但しこれら2品はワインからアルコールを除去したノンアルコールワインには該当しない商品である。（4、5ページ商品情報参照）

添付資料

1. 別紙 9 Af ワイン、Af ビール販売実績と予測 2022.11.04 excel
2. 提出資料 134) 2022 年食品マーケティング便覧 No.2 8 ページ
3. 提出資料 140) ドイツにおける Af ビール比率の推移 PDF
4. 追加資料 ①マーケティングレポート (2012 年 2 月号) 6 ページ
5. 同上 ②富士経済園田様からのメール 2015 年 1 月 (2 ページ)
6. 同上 ③富士経済園田様からの 2012 年 9 月 24 日のメール (2 ページ)
7. 同上 ④2013 年, 2014 年, 2018 年食品マーケティング便覧 No.2 ノンアルコールドリンク種類別販売動向 (PDF9 ページ)
8. 同上 アルコールフリーワインドイツにおける取組(OIV)2010 年 PDF23 ページ
9. 同上 大原健士郎他編集「アルコール・薬物の依存症」pp20-21 医学書院
10. 同上 ノンアルコール飲料に関する消費者飲用実態・意識調査
サントリーノンアルコール飲料レポート 2022 (5 ページ)

以上